

社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会
指定介護予防支援事業（第1号介護予防支援事業含む）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する東成区南部地域包括支援センター（以下「事業所」という）は、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という）に対し、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者の生活機能改善の実現に向けて適切なサービスが選択できるよう目標志向型の計画を策定するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス及びサービス・活動事業事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の運営に当たっては、利用者の自立を最大限に引き出す支援を行なうことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行えるように配慮する。

- 2 事業の運営に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス又は福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行うと共に、地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行う。
- 3 指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス及びサービス・活動事業等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者及びサービス・活動事業者等に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の運営に当たっては、大阪市、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努める。
- 5 事業の運営に当たっては、自らその提供する指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 6 前5項のほか、「大阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年3月4日大阪市条例第21号）及び大阪市第1号介護予防支援事業実施要領を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称）

第3条 指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：東成区南部地域包括支援センター
- (2) 所在地：大阪市東成区大今里南3丁目11番2号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（常勤職員・介護予防支援業務を兼務）

管理者は、所属職員を指揮監督し、指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、苦情相談受付を行う。

(2) 従業者4名以上

従業者は、保健師、その他の指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）に関する知識を有する職員を配置し、利用者からの相談に応じ、及び利用者がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、本人や家族の意向を基に、介護予防サービス及びサービス・活動事業を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者及びサービス・活動事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) 営業時間外においても緊急事態に際しては対応可能な体制を確保する。

(指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の提供方法、内容)

第6条 第3条に定める事業所内で来所・電話による相談を受ける他、利用者や家族等の居宅・居所に出向いての相談を受ける。

- 2 介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランの作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置づけるように努める。
- 3 介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランに基づく介護予防サービス及びサービス・活動事業の実施に当たってのサービス担当者会議は第3条に定める事業所内で開催する他、利用者・家族の希望により利用者・家族の居宅等において開催する。
- 4 担当職員の居宅等への訪問頻度は、少なくとも3ヶ月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があった時とし、日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、介護予防サービス計画及び介護予防ケアプラン作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整などの必要に応じて随時訪問する。
また、下記に掲げる要件を設けた上でモニタリングを行う場合は、少なくとも2期間（6ヶ月）に1回、訪問する。
 - (1) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用することについて利用者の同意を得る。
 - (2) サービス担当者会議等において、利用者の状態が安定していること、利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集することについて主治医、担当者その他の関係者の合意を得る。
- 5 指定介護予防サービス及びサービス・活動事業者に対して、介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランに基づき、個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービス実施状況等に関する報告を月に1回聴取する。
- 6 その業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託し、(指定介護予防支援等基準第12条)に基づき適正に実施する。

(指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の利用料等)

第7条 利用料は、介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- 1 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。
- 2 提供した指定介護予防支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定介護予防支援提供証明書を交付する。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。ただし、この場合、あらかじめ利用者又はその家族等に対し、内容について説明を行い、同意を得る。

（事業の実施地域）

第8条 事業実施地域は東成区の大成・今里・神路・深江・片江地域とする（別表）。ただし、利用者の緊急、臨時等の状況が認められる場合はこの限りではない。

（衛生管理等）

第9条 事業者は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

- 2 事業者は、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（事故発生時の対応）

第10条 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に対する指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第11条 指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第12条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するものとする。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第14条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、介護支援専門員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、適切な指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の提供に関する諸記録を整備し、介護予防サービス・支援計画の完了の日から5年間は保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、事業者と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

別表 事業所の通常の事業実施地域

大阪市東成区	玉津	2丁目	6番～8番 11番（9号の一部、10～24号、26号の一部、31号の一部） 13番～19番、 20番（4号の一部、5～15号） 21番（6～22号、23号の一部）
		3丁目	1番（9号の一部、10～27号） 2番～14番
	大今里西	1丁目	16番～18番 19番（13号の一部、14～35号） 21番～30番
		2丁目、3丁目	
	東今里	3丁目	17番、18番、19番（9～19号）、20番～22番
	大今里	1丁目	11番～14番、22番～37番
		2丁目～4丁目	
	大今里南	1丁目～6丁目	
	神路	2丁目	8番（23～42号）、9番（16号の一部、17～35号）
		3丁目、4丁目	
	深江北	1丁目	16番、17番（11号の一部、12～22号）
		2丁目	15番（11号の一部、12～24号）、17番
		3丁目	23番～24番
	深江南	1丁目～3丁目	

附則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

この規程は、令和7年1月26日より施行する。